

# 明治機械株式会社定款

(大正14年8月創立総会)

改正

大正14年12月	昭和11年12月	昭和13年11月
臨時総会	定時総会	定時総会
昭和14年10月	昭和15年5月	昭和16年5月
臨時総会	定時総会	定時総会
昭和16年11月	昭和17年6月	昭和17年11月
定時総会	臨時総会	定時総会
昭和18年4月	昭和18年5月	昭和18年11月
臨時総会	定時総会	定時総会
昭和19年5月	昭和20年5月	昭和21年6月
定時総会	臨時総会	定時総会
昭和21年12月	昭和22年11月	昭和23年3月
定時総会	臨時総会	臨時総会
昭和23年5月	昭和24年5月	昭和26年5月
定時総会	定時総会	臨時総会
昭和26年11月	昭和29年5月	昭和33年11月
定時総会	定時総会	定時総会
昭和35年11月	昭和36年11月	昭和38年5月
定時総会	定時総会	定時総会
昭和50年5月	昭和54年6月	昭和57年6月
定時総会	定時総会	定時総会
平成元年6月	平成3年6月	平成5年6月
定時総会	定時総会	定時総会
平成6年6月	平成9年6月	平成11年6月
定時総会	定時総会	定時総会
平成12年6月	平成14年6月	平成15年6月
定時総会	定時総会	定時総会
平成16年6月	平成18年6月	平成19年6月
定時総会	定時総会	定時総会
平成21年6月	平成23年6月	平成25年6月
定時総会	定時総会	定時総会
平成25年11月	平成26年6月	平成27年6月
臨時総会	定時総会	定時総会
平成29年6月	平成30年6月	令和4年6月
定時総会	定時総会	定時総会
令和5年6月		
定時総会		

**明治機械株式会社**

本社：東京都千代田区神田多町二丁目2番地22

# 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は明治機械株式会社と称する。

英文ではMeiji Machine Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 諸機械器具の製作、販売、設置工事並びに建設業。
- (2) 前号諸機械による工業的生産の実試並びにその製品の販売。
- (3) 建築物、鋼構造物、自動制御装置、空調装置等の電気設備、給水、給湯等の配管の設計施工及び管理。
- (4) 食品加工、飼料製造に関する技術コンサルタント業。
- (5) 食品加工、飼料製造機械に関する技術者の派遣業。
- (6) 不動産業、宅地建物取引業。
- (7) 倉庫業。
- (8) 駐車場、飲食店、カルチャーセンター経営。
- (9) 建築資材・建築用機械・装置および機材の製作、販売および賃貸。
- (10) 土木工事、建築工事、造成工事及び解体工事の設計、施工、監理及び請負。
- (11) 食品、加工食品並びに塗料、薬品、医薬品、医薬部外品、健康食品、化粧品、食品添加物その他の化学製品の製造及び販売。
- (12) ソフトウェア開発及びコンピュータ技術者の労働者派遣業務。
- (13) コンピュータによる計算及び統計業務の受託。
- (14) 電気通信、コンピュータシステム等にかかる調査及びコンサルティング。
- (15) コンピュータ及び周辺機器の製造、販売。
- (16) 電気機械の設計、製造、販売。
- (17) 自動制御装置の設計、製造、販売。
- (18) 電子回路の設計、製造。
- (19) 太陽光発電システムなど再生可能エネルギーに係わる設計、販売、施工、修理、再利用。
- (20) 発電事業（太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオマス発電）及びその管理、運営、保守、メンテナンス、クリーニング並びに電気の売買に関すること。
- (21) 一級又は二級建築士事務所の経営。
- (22) インターネットを利用した製品等の販売。
- (23) 古物営業法に基づく古物商。
- (24) 農業、林業、水産業。
- (25) 粉体の加工、受託加工、製造、実試及び販売並びにこれらの粉体の成形品の製造及び販売。
- (26) 前各号に関連する調査、企画、研究、開発及びコンサルティング業。
- (27) 前各号に関連又は附隨する事業。

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は 20,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当会社は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社

においては取扱わない。

## 第 3 章 株 主 総 会

### (招 集)

第 1 3 条 定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合隨時招集する。

### (定時株主総会の基準日)

第 1 4 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

### (招集権者及び議長)

第 1 5 条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が株主総会を招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

### (電子提供措置等)

第 1 6 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### (決議の方法)

第 1 7 条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使できる株主の議決権 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

### (議決権の代理行使)

第 1 8 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

### (員数及び選任)

第 1 9 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 10 名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は 4 名以内とする。  
③ 監査等委員である取締役とそれ以外の取締役は、株主総会において区分して選任する。  
④ 取締役（監査等委員である取締役を含む。）の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

⑤ 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(任期)

- 第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
- ② 代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長及び常務取締役若干名を定め、必要あるときは取締役会長、取締役副社長及び専務取締役を定めることができる。

(報酬等)

- 第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第 23 条 当会社は、会社法第426条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- ② 当会社は、会社法第427条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である取締役を除く。）との間で、会社法第423条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 25 条 取締役会の招集通知は会日の 3 日前に各取締役に対してその通知を発するものとする。但し緊急の場合はこの期間を短縮することができる。
- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 取締役会は、その決議によって会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議決の省略）

第 27 条 当会社は会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

（取締役会規程）

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第 5 章 監査等委員会

（監査等委員会）

第 29 条 監査等委員会は監査等委員をもって組織する。

- ② 監査等委員会は法令又は定款に定める事項のほか監査等委員の職務執行に関する事項を定め、監査等委員の権限を行使する。
- ③ 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規程）

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 計 算

（事業年度）

第 32 条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剩余金の配当の基準日）

第 33 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

（中間配当）

第 34 条 当会社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第 35 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れる。

## 附則

(社外監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第138回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。